

○法務委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
21※	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	二、 三、一三	委員会付託 二、 三、二二 (予)	委員会議決 二、 三、二九	委員会付託 二、 三、一三
45	商法等の一部を改正する法律案	衆	四、一七	六、二二	六、二二	五、一四
46	商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	衆	四、一七	六、二二	六、二二	四、一七
				委員会付託 二、 三、二七	委員会議決 二、 三、二七	委員会付託 二、 三、二七
				委員会付託 二、 三、二七	委員会議決 二、 三、二七	委員会付託 二、 三、二七
				委員会付託 二、 三、二七	委員会議決 二、 三、二七	委員会付託 二、 三、二七

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、簡易裁判所判事の員数を五人増加し、七百九十四人に改める。
- 二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加し、二万四千二百二十六人に改める。
- 三、この法律は、平成二年四月一日から施行する。

委員長報告

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の定員を五名増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の人数を二十五名増加しようとするものでございます。

詳細は会議録において御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもち

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告いたします。

商法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、我が国の株式会社及び有限会社の大多数を占める小規模かつ閉鎖的な会社にも適合する法制度を整備するとともに会社債権者の保護を図り会社の資金調達方法を合理化する等のため、商法、有限会社法及び社債発行限度暫定措置法の一部を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、株式会社の設立手続の合理化を図るため、発起人数の下限制限を廃止し、また、発起設立における払込等につき検査役の調査を不要とするともに、現物出資等につき少額の場合等は検査役の調査の省略を認める。これに伴い、事後設立及び新株発行の際の現物出資並びに有限会社の設立及び資本増加の場合の現物出資等に関しても同様の措置を講ずる。
- 二、譲渡制限株式につき譲渡承認請求手続、新株等引受権付与に関する制度の改善を図る。

三、会社債権者の保護を図るため、株式会社には千万円の最低資本制度を新設し、資本の増加を容易にするため、利益の資本組入れの制度等を合理化する。また、有限会社の最低資本金額を三百万円に引き上げるとともに、出資一口の金額を五万円に引き上げる。これに伴い、既存会社には改正法施行の日から五年間はその適用を猶予する等の経過措置を設ける。

四、株式会社の資金調達の方法を合理化するため、優先株式、無議決権株式、端株及び社債に関する規定を整備するとともに、無記名株式の制度は廃止する。

五、株式会社と有限会社間の組織変更を容易にするため、その決議要件を緩和するとともに、債権者保護手続の合理化を図る。

六、社債発行限度暫定措置法による発行限度等の改善を図る。

七、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、小規模かつ閉鎖的な会社にも適合する法制度を整備するとともに、会社債権者の保護を図り、会社の資金調達方法を合理化しようとするものであります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、民法ほか三十五の関連する諸法律について、規定の整備をしようとするものであります。委員会におきましては、以上二案を一括議題として審査を進めました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、順次採決の結果、二法律案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に  
関する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、  
民法ほか三十五の関連する諸法律について、規定の整備を  
するとともに、所要の経過措置を定めようとするものであ  
る。

委員長報告

前ページ参照